（平成２５年習志野市議会第４回定例会）

発議案第　１　号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２５年１２月２０日

習志野市議会議長

斉　藤　賢　治　　様

提出者	習志野市議会議員	木　村　静　子
賛成者	〃	市　角　雄　幸
〃	〃	木　村　　孝
〃	〃	市　川　寿　子

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は平成２３年６月１７日、「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について（５局長通知）」の通知を発出したが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としている。さらに、平成２５年２月８日には、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について（６局長通知）」を発出し、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させ、取り組みを推進している。

今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の「崩壊」の現状から「再生」へと進むためには、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善を初めとする労働環境改善が不可欠である。

厚生労働省の５局長通知及び６局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められている。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じるよう、下記の事項を要望する。

記

１　看護師など「夜勤・交代制労働者の労働時間を１日８時間、週３２時間以内、勤務間隔１２時間以上」とし、労働環境を改善すること。

２　医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

習志野市議会議長

斉　藤　賢　治

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関並びに千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。

（平成２５年習志野市議会第４回定例会）

発議案第　２　号

介護職員の処遇改善を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２５年１２月２０日

習志野市議会議長

斉　藤　賢　治　　様

提出者	習志野市議会議員	木　村　静　子
賛成者	〃	市　角　雄　幸
〃	〃	木　村　　孝
〃	〃	市　川　寿　子

介護職員の処遇改善を求める意見書

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成２１午１０月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成 24 年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度については「経過的取り扱いとして、平成２７年３月３１日までの間」とされている。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」を食いとめ、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠である。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ３分の２程度と非常に低い実態がある。深刻な介護職場の人材不足を解消するためには、一刻も早く全労働者平均賃金への引き上げが必要である。そのため、一層の介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法での改善を求める。

安全・安心の医療。介護実現のための介護職員の処遇改善を図る対策を講じるよう、下記の事項を要望する。

記

１　国の責任による予算増と賃金改善の施策を拡充すること。

２　介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

習志野市議会議長

斉　藤　賢　治

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

（平成２５年習志野市議会第４回定例会）

発議案第　３　号

特定秘密保護法の採決強行に抗議し、廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２５年１２月２０日

習志野市議会議長

斉　藤　賢　治　　様

提出者	習志野市議会議員	谷　岡　　隆
賛成者	〃	央　　重　則
〃	〃	宮　内　一　夫
〃	〃	木　村　静　子

特定秘密保護法の採決強行に抗議し、廃止を求める意見書

１２月６日、参議院本会議において特定秘密保護法案の採決が強行され、特定秘密保護法が成立した。

民主政治は国民の厳粛な信託によるものであり、情報の開示は民主的な意思決定の前提である。同法は、指定される「特定秘密」の範囲が政府の裁量で際限なく広がる危険性を残しており、指定された秘密情報を提供した者にも取得した者にも過度の重罰を科すことを規定している。国民の知る権利が制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が侵害される危険性がある。また、秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度の導入は、プライバシー侵害性が高い。

同法案が廃案にされるべきことは、国民各層から意見表明がなされてきたところである。さらに、国連人権理事会のフランク・ラ・ルー特別報告者からも、ジャーナリストや内部告発者を脅かす危険性があるとして、同法案への懸念が表明された。４党による修正案においてもその危険性は何ら減じられていない。

衆議院では、４党による修正案について、ほとんど実質的な審議らしきものはされなかった。１１月２５日に福島県で開かれた公聴会では、出席者全員が法案の内容に反対ないし懸念を示したのであるから、政府としてはそれらの懸念を払拭するためにも慎重審議を行うべきであった。参議院では、衆議院で検討が不足していた論点について、十分な検討がなされるべきであったが、参考人や公述人の多くが反対意見や問題点を指摘する意見を述べたにもかかわらず、これらの意見についても十分に検討がなされないまま、短時間の審議で採決が強行された。

十分な審議が行われないまま、採決が強行されたことは、極めて拙速と言わなくてはならず、同法のもたらしかねない重大な影響に鑑みると到底是認できない。また、国民主権を形骸化しかねない法案について、民意を軽視した形で採決を強行したことは、二重の意味で国民主権の基本原則に反すると言わなくてはならない。

よって、本市議会は、同法案の拙速な採決について強く抗議するとともに、同法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

習志野市議会議長

斉　藤　賢　治

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。